

事業計画（福島県広野町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況※

町内の地区海岸数	6 地区海岸
被災した地区海岸数	5 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5 地区海岸

※ 警戒区域内（福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内）を除く。今後の調査により、地区海岸数が増加する見込み。

② 堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

広野海岸 : T.P. 8.7m（対象津波：明治三陸地震タイプ）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 11 月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成 23 年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・ 全ての被災した地区海岸において、平成 23 年 11 月までに復旧する施設の概要計画を策定※¹した。

- ・ 2 地区海岸において、本復旧工事に着工※²した。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成 24 年度の成果目標

- ・ 5 地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成 23 年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

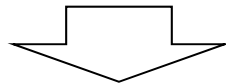
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を記 載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
広野町	浅見川	837	堤防、離岸堤	5.50	8.70	完了	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	・応急復旧 ・借地・用地買収 ・本工事(ブロック製 作)	本工事	
広野町	高萩	450	消波堤	崖	4.00	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	・本工事(ブロック製 作)	本工事	
広野町	下北迫	85	堤防、消波堤	6.20	8.70	—	H23.11	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H26.3	完了予定		・本工事	
広野町	折木	436	堤防	6.20	8.70	—	H23.11	H24.第1 四半期	策定中	H24.第4 四半期	着工予定	H26.3	完了予定		・本工事	
広野町	夕筋	225	護岸	6.20	6.20	—	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H26.3	完了予定		・本工事	

福島県沿岸の地域海岸分割図

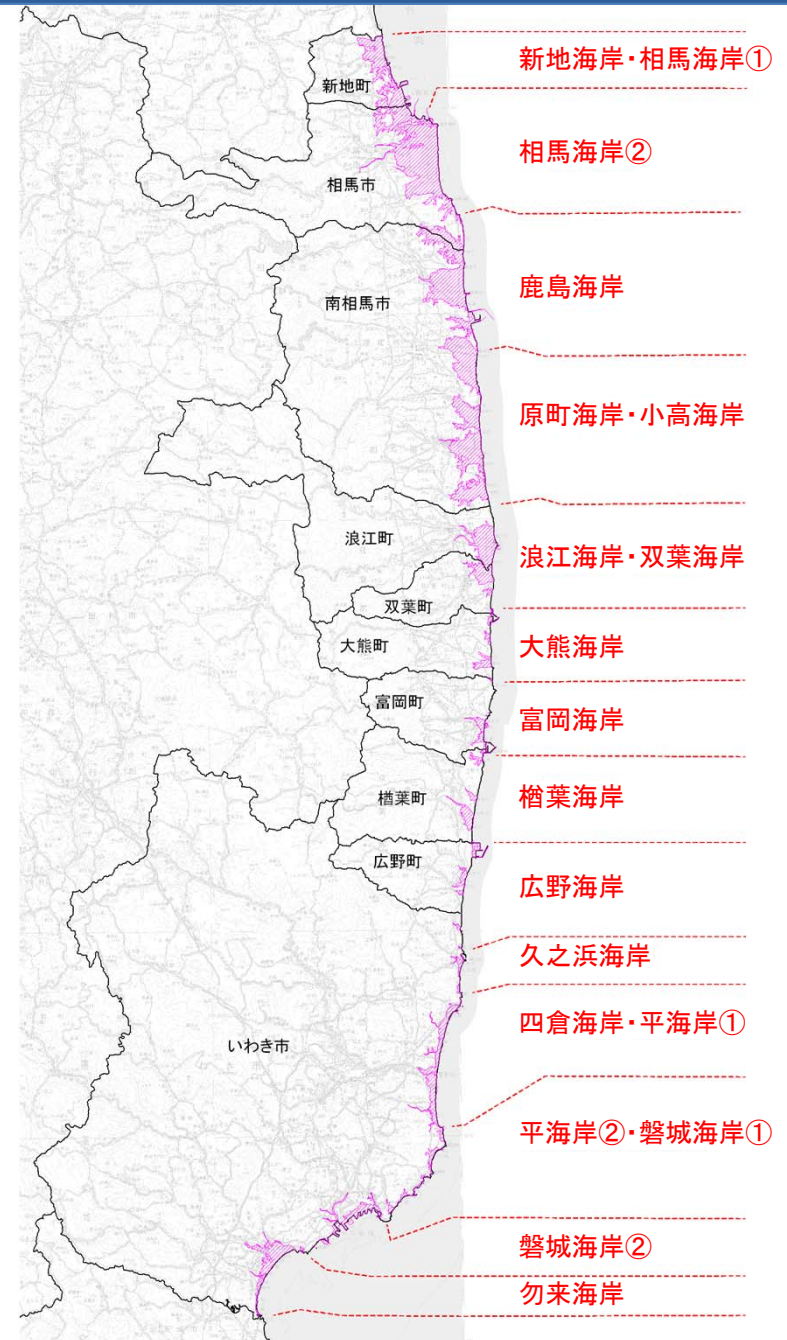
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

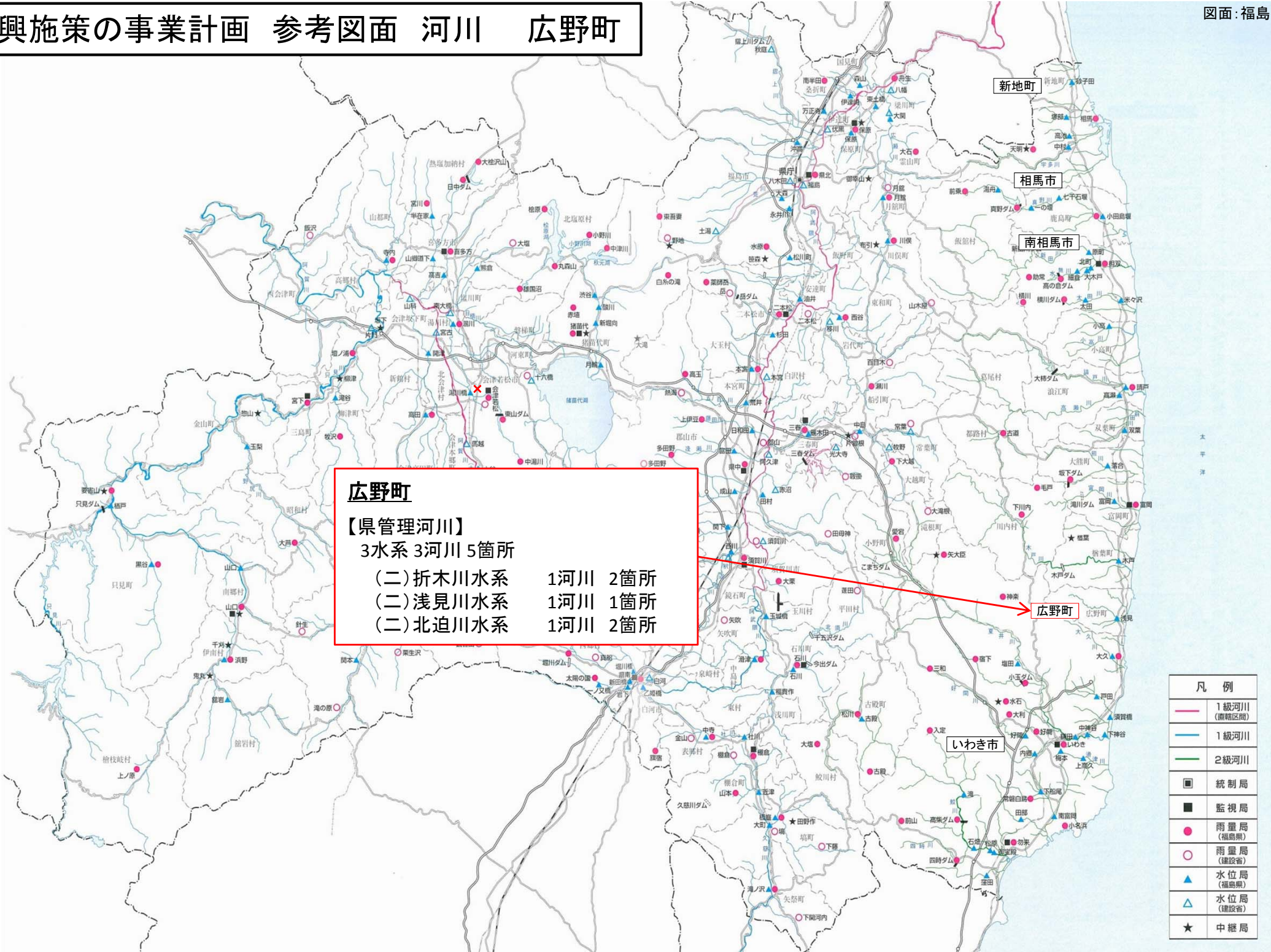
【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系北迫川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、6箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
なお、広野町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度は、他事業との調整、地元住民との調整等を実施し、設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手。本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（6箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・平成25年度に本復旧に着手できるよう、他事業との調整、地元住民との調整等を実施

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 広野町



凡 例	
—	1級河川 (直轄区間)
—	1級河川
—	2級河川
	統制局
	監視局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (建設省)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 下水道

- ① 箇所名：広野浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年7月から順次簡易処理から通常処理へ移行し、12月に復旧を完了予定。

4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 60ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

- 平成 25 年度からの営農再開を目指す農地 約 60ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 下浅見川
- ② 海岸防災林の林帯 1.6 h a が被災。
- ③ 広野町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。
(保全対象：県道広野小高線、J R常磐線、下水処理場、集落（下浅見川）ほか、農地)

6. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：下北迫字苗代替外1地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<広野町立学校>

東日本大震災により被災した町立広野小学校、広野中学校、広野幼稚園、学校給食共同調理場を、公立学校施設の災害復旧に係る国庫負担(補助)の事業計画に基づき、以下のとおり早期の復旧を目指す。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により当町が指定されていた緊急時避難準備区域が平成23年9月30日に解除されたことに伴い、本格的な災害復旧を行うことが可能となったことから、比較的軽微な被害に留まる学校施設であっても、平成23年度末までの工期で復旧が実施された。

- 比較的軽微な被害に留まる広野幼稚園・広野小学校・広野町学校給食共同調理場の3施設については、平成23年度内に復旧が完了した。
- 被災度区分上、小破となった広野中学校については、本校舎と併せて敷地内土地の復旧工事も併せて行う。
- 被災度区分上、大破となった広野中学校技術家庭科室棟については、既存の建屋を取り壊した上で同位置に改築する。平成23年度内に事業を着手し、平成24年度内の復旧完了を目指す。
- 福島第一原発事故によりいわき市立中央台南小学校へ移転して再開している広

野小学校について、学校運営に必要な応急仮設職員室を設置し、広野町内本校舎での授業再開まで使用する。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜広野町立社会教育施設＞

広野町立社会教育施設及び社会体育施設は、広野町公民館・広野町中央体育館・広野町総合グラウンド及び附属施設等が広野町中央台地区に集中している。

広野町公民館は、周辺舗装面の整備等比較的軽微な被害に留まる見込みであるが、社会体育施設は現在除染作業中であり、見通しが立っていない。

7. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、町内約30箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6弱を観測した広野町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（36千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年7月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年9月までを目途に完了させる。なお、平成24年3月末現在、全ての災害廃棄物の60%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、解体家屋の所有者との意思確認がなかなか取れないため、当初計画よりずれ込み平成24年9月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県広野町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)														
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)																	
3. 下水道対策 広野浄化センター																	
	<p>※4/22 屋内待避指示が解除され、緊急時避難準備区域に</p>																
4. 農地・農業用施設																	
ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地等																	
<p>(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。</p>																	
5. 海岸防災林 (富岡)																	
6. 復興まちづくり (1)防災集団移転・区画整理等 (防災集団移転)																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
(4) 学校施設等																	
< 町立学校 >																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧			幼稚園・小学校 ・給食センター														
甚大な被害を受けた学校の復旧			仮設職員室設置														
			校舎・土地・テニスコート復旧及び改築工事														
< 町立社会教育施設 >																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧							復旧 工事										
7. 土砂災害対策		土砂災害危険 箇所の点検等															
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。															
8. 災害廃棄物の処理																	
			(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)														
			(その他の災害廃棄物)														
			(中間処理・最終処分)														
																	(木くず、コンクリートくずの再生利用)